

目次

規則

- 災害救助法施行細則の一部を改正する規則（復興支援・伝承課）
- 知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則（デジタルみやぎ推進課）
- 医療法施行細則の一部を改正する規則（医療政策課）
- 看護学生修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則（医療人材対策室）
- 特定地域看護師確保対策修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則（同）
- ウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則の一部を改正する規則（疾病・感染症対策課）
- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（子育て社会推進課）

企業局

- 企業局処務規程の一部を改正する管理規程（企業局公営事業課）

次の規則をここに公布する。

令和8年3月31日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 宮城県規則第 26 号 災害救助法施行細則の一部を改正する規則
- 宮城県規則第 27 号 知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則
- 宮城県規則第 28 号 医療法施行細則の一部を改正する規則
- 宮城県規則第 29 号 看護学生修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則
- 宮城県規則第 30 号 特定地域看護師確保対策修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則
- 宮城県規則第 31 号 ウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則の一部を改正する規則
- 宮城県規則第 32 号 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和35年宮城県規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(実費弁償の程度)</p> <p>第13条 法第7条第5項及び第8条第4項の規定による実費弁償の程度は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(実費弁償請求書)</p> <p>第14条 省令第5条第1項及び第2項に規定する実費弁償請求書は、様式第10号による。</p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <p>災害救助法による救助の程度、方法及び期間</p> <p>(1) [略]</p> <p>ア [略]</p> <p>(ア)～(ウ) [略]</p> <p>(エ) <u>法第2条第2項に基づき、福祉避難所（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させるものであって、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第20条の6第1号から第5号までに定める基準に適合する避難所をいう。）を設置した場合は、(ウ)の金額に、当該地域において特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができるものとする。</u></p> <p>(オ)・(カ) [略]</p> <p>イ [略]</p>	<p>(実費弁償の程度)</p> <p>第13条 法第7条第5項の規定による実費弁償の程度は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(実費弁償請求書)</p> <p>第14条 省令第5条の規定による実費弁償請求書は、様式第10号による。</p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <p>災害救助法による救助の程度、方法及び期間</p> <p>(1) [略]</p> <p>ア [略]</p> <p>(ア)～(ウ) [略]</p> <p>(エ) <u>福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、(ウ)の金額に、当該地域において特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができるものとする。</u></p> <p>(オ)・(カ) [略]</p> <p>イ [略]</p>

(ア) [略]

(a)～(c) [略]

(d) 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置できるものとする。

(e)～(g) [略]

(イ) [略]

(2)～(5) [略]

(6) 福祉サービスの提供

ア 福祉サービスの提供は、災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者(以下「災害時要配慮者」という。)に対して、応急的に処置するものとする。

イ 福祉サービスの提供は、都道府県知事等(法第3条に規定する「都道府県知事等」をいう。)又は災害発生市町村等(法第11条に規定する「災害発生市町村等」をいう。)の長からの要請を受けて行うものとする。

ウ 福祉サービスの提供は、次の範囲内において行うものとする。

(ア) 災害時要配慮者に関する情報の把握

(イ) 災害時要配慮者からの相談対応

(ウ) 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援

(エ) 災害時要配慮者の避難所への誘導

(オ) 福祉避難所の設置(法第2条第2項に基づき設置する場合を除く。)

エ 福祉サービスの提供のため支出できる費用は、ウ(ア)から(エ)までの場合は消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは

(ア) [略]

(a)～(c) [略]

(d) 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置できるものとする。

(e)～(g) [略]

(イ) [略]

(2)～(5) [略]

購入費として当該地域における通常の実費とし、ウ(オ)の場合は消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費とする。

オ 福祉サービスの提供を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(7)～(13) [略]

(14) [略]

ア [略]

(ア)～(ウ) [略]

(エ) 福祉サービスの提供

(オ) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(カ)～(ク) [略]

イ・ウ [略]

別表第2（第13条関係）

災害救助法による実費弁償の程度

(1) 政令第4条第1号から第5号までに規定する者に対する実費弁償のため支出する費用は、次のとおりとする。

ア [略]

(ア) [略]

(イ) 薬剤師、栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、言語聴覚士、歯科衛生士及び歯科技工士 1人1日当たり1万7,200円以内

(ウ) 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり1万6,700円以内

(6)～(12) [略]

(13) [略]

ア [略]

(ア)～(ウ) [略]

(エ) 飲料水の供給

(オ)～(キ) [略]

イ・ウ [略]

別表第2（第13条関係）

災害救助法による実費弁償の限度

(1) 政令第4条第1号から第4号までに規定する者に対する実費弁償のため支出する費用は、次のとおりとする。

ア [略]

(ア) [略]

(イ) 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり1万5,400円以内

(ウ) 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり1万6,000円以内

- (エ) 救急救命士 1人1日当たり 1万6,700円以内
- (オ) 保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条第1項又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条第1項に規定する相談支援専門員、土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 1万6,700円以内
- (カ) 大工、左官及びとび職 1人1日当たり 3万4,300円以内
- イ・ウ [略]
- (2) 政令第4条第6号から第11号までに規定する者に対する実費弁償のため支出する費用は、業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。
- (3) 法第8条第4項の規定による実費弁償は、救助の種類ごとに、別表第1各号に定めるところにより行うものとする。

様式第7号

(表面) [略]

(裏面)

[略]

1～4 [略]

5 従事令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第32条の規定により、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処せられる。

様式第10号

- (エ) 救急救命士 1人1日当たり 1万5,900円以内
- (オ) 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 1万5,700円以内
- (カ) 大工、左官及びとび職 1人1日当たり 2万700円以内
- イ・ウ [略]
- (2) 政令第4条第5号から第10号までに規定する者に対する実費弁償のため支出する費用は、業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。

様式第7号

(表面) [略]

(裏面)

[略]

1～4 [略]

5 従事令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第31条の規定により、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処せられる。

様式第10号

公用令書発付 番 号	第 号
公用令書 発付年月日	年 月 日

実費弁償請求書

[略]

災害救助法施行規則第5条 第1項
第2項の規定に基づき、下記事実によって、上記金額
を請求する。

[略]

公用令書発付 番 号	第 号
公用令書 発付年月日	年 月 日

実費弁償請求書

[略]

災害救助法施行規則第5条の規定に基づき、下記事実によって、上記金額を請求す
る。

[略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成19年宮城県規則第86号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
		<u>簡易給水施設等の規制に関する条例（昭和50年宮城県条例第14号）</u>	<u>第9条第2項、第10条第2項及び第3項並びに第10条の2第1号及び第3号</u>
		<u>化製場等に関する法律施行条例（昭和59年宮城県条例第15号）</u>	<u>第11条</u>
公害防止条例施行規則（平成7年宮城県規則第79号）	[略]	公害防止条例施行規則（平成7年宮城県規則第79号）	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
別表第4（第5条関係）		別表第4（第5条関係）	
公害防止条例（昭和46年宮城県条例第12号）	[略]	公害防止条例（昭和46年宮城県条例第12号）	[略]
		<u>化製場等に関する法律施行条例</u>	<u>第11条</u>
[略]	[略]	[略]	[略]
別表第6（第8条関係）		別表第6（第8条関係）	
		<u>簡易給水施設等の規制に関する条例</u>	<u>第14条第1項及び第2項</u>
介護保険財政安定化基金条例施行規則	[略]	介護保険財政安定化基金条例施行規則	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

医療法施行細則の一部を改正する規則

第1条 医療法施行細則（平成16年宮城県規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(申請書等)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>法第8条第1項</u>の規定による診療所の開設の届出 診療所開設届出書（様式第7号）</p> <p>(8) <u>法第8条第1項</u>の規定による助産所の開設の届出 助産所開設届出書（様式第8号）</p> <p><u>(8)の2 法第8条第2項の規定によるオンライン診療受診施設の設置の届出 オンライン診療受診施設設置届出書（様式第8号の2）</u></p> <p>(9) <u>法第8条の2第2項</u>の規定による病院、診療所、助産所又はオンライン診療受診施設の休止又は再開の届出 <u>病院（診療所・助産所・オンライン診療受診施設）休止（再開）届出書（様式第9号）</u></p> <p>(10) <u>法第9条第1項</u>の規定による病院、診療所、助産所又はオンライン診療受診施設の廃止の届出 <u>病院（診療所・助産所・オンライン診療受診施設）廃止届出書（様式第10号）</u></p> <p>(11) <u>法第9条第2項</u>の規定による病院、診療所、助産所又はオンライン診療受診施設の開設者の死亡又は失踪の届出 <u>病院（診療所・助産所・オンライン診療受診施設）開設者（設置者）死亡（失踪）届出書（様式第11号）</u></p> <p>(12)～(33)の2 [略]</p>	<p>(申請書等)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>法第8条</u>の規定による診療所の開設の届出 診療所開設届出書（様式第7号）</p> <p>(8) <u>法第8条</u>の規定による助産所の開設の届出 助産所開設届出書（様式第8号）</p> <p>(9) <u>法第8条の2第2項</u>の規定による病院、診療所又は助産所の休止又は再開の届出 <u>病院（診療所・助産所）休止（再開）届出書（様式第9号）</u></p> <p>(10) <u>法第9条第1項</u>の規定による病院、診療所又は助産所の廃止の届出 <u>病院（診療所・助産所）廃止届出書（様式第10号）</u></p> <p>(11) <u>法第9条第2項</u>の規定による病院、診療所又は助産所の開設者の死亡又は失そうの届出 <u>病院（診療所・助産所）開設者死亡（失そう）届出書（様式第11号）</u></p> <p>(12)～(33)の2 [略]</p>

(33)の3 政令第4条第4項の規定によるオンライン診療受診施設
の設置届出事項の変更の届出 オンライン診療受診施設設置
届出事項変更届出書 (様式第33号の3)

(34)～(38) [略]

2 [略]

様式第7号

診療所開設届出書 [略]	
診療所を開設したので、医療法第8条第1項の規定により、 次のとおり届け出ます。	
[略]	
17 薬剤師の氏名	[略]
18 勤務する医師又は 歯科医師がオンライン 診療を行うときは その旨	_____

添付書類
1～7 [略]
8 オンライン診療を行うときは、オンライン診療の適切な
実施に関する基準に適合することを確認するためのチェ
ックリスト

(34)～(38) [略]

2 [略]

様式第7号

診療所開設届出書 [略]	
診療所を開設したので、医療法第8条の規定により、次のと おり届け出ます。	
[略]	
17 薬剤師の氏名	[略]

添付書類
1～7 [略]

様式第 8 号

助産所開設届出書

[略]

助産所を開設したので、医療法第 8 条第 1 項の規定により、
次のおり届け出ます。

[略]

様式第 8 号

助産所開設届出書

[略]

助産所を開設したので、医療法第 8 条の規定により、次のおり届け出ます。

[略]

様式第 8 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第8号の2

オンライン診療受診施設設置届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

設置者の住所

設置者の氏名

(法人にあつては、名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名)

電話 ()

オンライン診療受診施設を設置したので、医療法第8条第2項の規定により、次のとおり届け
出ます。

フリガナ 1 名称	-----		
2 設置の場所	〒 電話 () ファクシミリ ()		
3 敷地の面積	m ² (平面図は別添のとおり)		
4 建物の構造概要及び平面図 (平面図は別添のとおり)			
区分	構造概要	建築面積	延面積
独立建物の場合	造 階建	m ²	m ²
ビルの一部を使用する場合	造 階建のうち	階	号室 m ²
5 管理・運営責任 者の氏名及び連絡 先	(法人の場合) 電話 ()		
6 設置年月日	年 月 日		

注意事項

- 1 敷地及び建物の平面図を添付すること。
- 2 設置者が法人であるときは、登記事項証明書及び定款（寄附行為）又は条例を添付するこ

と。

- 3 車両を届け出る場合、それぞれの欄には以下の内容を記載することとする。
- ・「設置の場所」の欄については、当該車両が日常的に駐車している場所及び巡回予定地区を記載すること。また、届出は巡回する主な地区を管轄する保健所に提出すること。
 - ・「敷地の面積」の欄については、記載が不要であること。
 - ・「建物の構造概要及び平面図」の欄については、当該車両の車種・車名・車両番号を記載すること。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>様式第9号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>病院（診療所・助産所・オンライン診療受診施設）休止（再開）届出書</u></p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p style="text-align: center;">開設者（設置者）の住所</p> <p style="text-align: center;">開設者（設置者）の氏名</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>病院（診療所・助産所・<u>オンライン診療受診施設</u>）を休止（再開）したので、医療法第8条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">2 開設（設置）の場所</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> </div>	[略]		2 開設（設置）の場所	[略]	[略]		<p>様式第9号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>病院（診療所・助産所）休止（再開）届出書</u></p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p style="text-align: center;">開設者の住所</p> <p style="text-align: center;">開設者の氏名</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>病院（診療所・助産所）を休止（再開）したので、医療法第8条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">2 開設の場所</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> </div>	[略]		2 開設の場所	[略]	[略]	
[略]													
2 開設（設置）の場所	[略]												
[略]													
[略]													
2 開設の場所	[略]												
[略]													
<p>様式第10号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>病院（診療所・助産所・オンライン診療受診施設）廃止届出書</u></p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p style="text-align: center;">開設者（設置者）の住所</p> <p style="text-align: center;">開設者（設置者）の氏名</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>病院（診療所・助産所・<u>オンライン診療受診施設</u>）を廃止したので、医療法第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">2 開設（設置）の場所</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> </div>	[略]		2 開設（設置）の場所	[略]	[略]		<p>様式第10号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>病院（診療所・助産所）廃止届出書</u></p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p style="text-align: center;">開設者の住所</p> <p style="text-align: center;">開設者の氏名</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>病院（診療所・助産所）を廃止したので、医療法第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">2 開設の場所</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> </div>	[略]		2 開設の場所	[略]	[略]	
[略]													
2 開設（設置）の場所	[略]												
[略]													
[略]													
2 開設の場所	[略]												
[略]													

様式第11号

病院（診療所・助産所・オンライン診療受診施設）開設者（設置者）
死亡（失踪）届出書

[略]

死亡者（失踪者）との続柄

[略]

病院（診療所・助産所・オンライン診療受診施設）の開設者（設置者）が死亡（失踪）したので、医療法第9条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]	
2 開設（ <u>設置</u> ）の場所	[略]
フリガナ	[略]
3 開設者（ <u>設置者</u> ）の氏名	[略]
4 死亡・ <u>失踪</u> の別 （該当する事項を○で囲むこと。）	死亡 <u>失踪</u>
5 死亡年月日 （ <u>失踪宣告</u> を受けた年月日）	[略]

添付書類

- 1 [略]
- 2 （失踪の場合）失踪宣告書

様式第11号

病院（診療所・助産所）開設者死亡（失そう）届出書

[略]

死亡者（失そう者）との続柄

[略]

病院（診療所・助産所）の開設者が死亡（失そう）したので、医療法第9条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]	
2 開設の場所	[略]
フリガナ	[略]
3 開設者の氏名	[略]
4 死亡・ <u>失そう</u> の別 （該当する事項を○で囲むこと。）	死亡 <u>失そう</u>
5 死亡年月日 （ <u>失そう宣告</u> を受けた年月日）	[略]

添付書類

- 1 [略]
- 2 （失そうの場合）失そう宣告書

様式第31号

病院（診療所）開設許可（届出）事項変更届出書 [略]	
[略]	
5 変更した 事項（該当 する記号を ○で囲むこ と。）	(1) [略] (2) 医療法施行令第4条の2第2項関係 ア [略] <u>イ 勤務する医師又は歯科医師がオンラ イン診療を行うときはその旨</u>
[略]	
注意事項	
1～3 [略]	
<u>4 「5 変更した事項」の(2)イの変更については、オン ライン診療の適切な実施に関する基準に適合することを 確認するためのチェックリストを添付すること。</u>	
5 [略]	

様式第31号

病院（診療所）開設許可（届出）事項変更届出書 [略]	
[略]	
5 変更した 事項（該当 する記号を ○で囲むこ と。）	(1) [略] (2) 医療法施行令第4条の2第2項関係 ア [略]
[略]	
注意事項	
1～3 [略]	
4 [略]	

様式第33号

診療所開設届出事項変更届出書 [略]				
[略]				
4 変更した 事項（該当 する番号を ○で囲むこ と。）	(1)～(15) [略] (16) <u>勤務する医師又は歯科医師がオンラ イン診療を行うときはその旨</u>			
[略]				
6 変更年月 日	[略]			
7 <u>病床機能 の転換</u>	<u>機能 転換 の有 無</u>	有・無	<u>左記転換を反映 させた病床機能 報告の報告年度</u>	<u>年度</u>
注意事項				
1～4 [略]				
5 「4 変更した事項」の(16)に掲げる事項の変更につい ては、 <u>オンライン診療の適切な実施に関する基準に適合す ることを確認するためのチェックリストを添付すること。</u>				
6 [略]				

様式第33号

診療所開設届出事項変更届出書 [略]				
[略]				
4 変更した 事項（該当 する番号を ○で囲むこ と。）	(1)～(15) [略]			
[略]				
6 変更年月 日	[略]			
注意事項				
1～4 [略]				
5 [略]				

様式第33号の2の次に次の1様式を加える。

様式第33号の3

オンライン診療受診施設設置届出事項変更届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

設置者の住所

設置者の氏名

(法人にあつては、名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名)

電話 ()

オンライン診療受診施設の設置届出に係る事項を変更したので、医療法施行令第4条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 名称		
2 設置場所	〒 電話 () ファクシミリ ()	
3 変更理由		
4 変更した事項(該当する番号を○で囲むこと。)	(1) 設置者の住所及び氏名 (2) 名称 (3) 設置の場所 (4) 敷地の面積及び平面図 (5) 建物の構造概要及び平面図 (6) 定款、寄附行為又は条例 (7) 管理・運営責任者の氏名及び連絡先	
5 変更の内容	変更後	
	変更前	
6 変更年月日	年 月 日	

注意事項

- 「4 変更した事項」の(2)の変更については、変更後の名称にフリガナを付けること。
- 「4 変更した事項」の(4)及び(5)に掲げる事項の変更については、新旧の平面図を添付すること。
- 「5 変更の内容」については、変更前後の関係が分かるように記載し、又は新旧対照表等を添付すること。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																				
<p>様式第34号</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">病院（診療所）開設届出書</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">7 薬剤師の氏名</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;"><u>8 勤務する医師又は 歯科医師がオンライン 診療を行うときは その旨</u></td> <td>_____</td> </tr> </table> <p>添付書類 1～3 [略]</p> <p><u>4 オンライン診療を行うときは、オンライン診療の適切な 実施に関する基準に適合することを確認するためのチェ ックリスト</u></p>	病院（診療所）開設届出書		[略]		[略]		7 薬剤師の氏名	[略]	<u>8 勤務する医師又は 歯科医師がオンライン 診療を行うときは その旨</u>	_____	<p>様式第34号</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">病院（診療所）開設届出書</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">7 薬剤師の氏名</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td></td> </tr> </table> <p>添付書類 1～3 [略]</p>	病院（診療所）開設届出書		[略]		[略]		7 薬剤師の氏名	[略]		
病院（診療所）開設届出書																					
[略]																					
[略]																					
7 薬剤師の氏名	[略]																				
<u>8 勤務する医師又は 歯科医師がオンライン 診療を行うときは その旨</u>	_____																				
病院（診療所）開設届出書																					
[略]																					
[略]																					
7 薬剤師の氏名	[略]																				

第2条 医療法施行細則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(申請書等)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1)～(30)の12 [略]</p> <p>(30)の13 <u>法第113条（法第115条第4項において準用する場合を含む）</u></p>	<p>(申請書等)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1)～(30)の12 [略]</p> <p>(30)の13 法第113条第1項の規定による特定地域医療提供機関の</p>

む。)の規定による特定地域医療提供機関の指定又は更新の申請
特定地域医療提供機関（B水準）指定（更新）申請書（様式第30号の13）

(30)の14 [略]

(30)の15 法第118条の規定による連携型特定地域医療提供機関の指定又は更新の申請 連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）指定（更新）申請書（様式第30号の15）

(30)の16 [略]

(30)の17 法第119条の規定による技能向上集中研修機関の指定又は更新の申請 技能向上集中研修機関（C－1水準）指定（更新）申請書（様式第30号の17）

(30)の18 [略]

(30)の19 法第120条の規定による特定高度技能研修機関の指定又は更新の申請 特定高度技能研修機関（C－2水準）指定（更新）申請書（様式第30号の19）

(30)の20～(38) [略]

2 [略]

(1)～(4) [略]

(5) 省令第27条第3項、第27条の3第2項又は第28条第2項の届出書 診療用放射線照射器具（診療用放射性同位元素使用器具・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）翌年使用予定届出書（様式第42号）

(6) [略]

(7) 省令第27条の3第1項又は第28条第1項の届出書 診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）備付届出書（様式第44号）

(8) [略]

指定の申請 特定地域医療提供機関（B水準）指定申請書（様式第30号の13）

(30)の14 [略]

(30)の15 法第118条第1項の規定による連携型特定地域医療提供機関の指定の申請 連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）指定申請書（様式第30号の15）

(30)の16 [略]

(30)の17 法第119条第1項の規定による技能向上集中研修機関の指定の申請 技能向上集中研修機関（C－1水準）指定申請書（様式第30号の17）

(30)の18 [略]

(30)の19 法第120条第1項の規定による特定高度技能研修機関の指定の申請 特定高度技能研修機関（C－2水準）指定申請書（様式第30号の19）

(30)の20～(38) [略]

2 [略]

(1)～(4) [略]

(5) 省令第27条第3項又は第28条第2項の届出書 診療用放射線照射器具（診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）翌年使用予定届出書（様式第42号）

(6) [略]

(7) 省令第28条第1項の届出書 診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）備付届出書（様式第44号）

(8) [略]

(9) 省令第29条第1項又は第3項の規定による廃止に係る届出書
エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用
粒子線照射装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器
具・放射性同位元素装備診療機器・診療用放射性同位元素使用器
具・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元
素）廃止届出書（様式第46号）

(10) 省令第29条第2項の届出書 診療用高エネルギー放射線発
生装置（診療用粒子線照射装置・診療用放射線照射装置・診療用
放射線照射器具・放射性同位元素装備診療機器・診療用放射性同
位元素使用器具・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用
放射性同位元素）変更届出書（様式第47号）

(11) 省令第29条第3項及び第30条の24の届出書 診療用放射性
同位元素使用器具（診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療
用放射性同位元素）廃止後措置届出書（様式第48号）

（書類の経由等）

第4条 第2条第1項第1号、第2号（診療所に係るもの及び開設の
場所が仙台市の区域にある病院に係るものを除く。）、第4号（病
床数又は病床種別の変更に係るもの（開設の場所が仙台市の区域に
ある病院及び診療所に係るものを除く。）に限る。）、第5号及び
第6号に定める申請書にあっては、当該申請に係る病院等の開設場
所を所管する保健所長（仙台市の区域にあっては、仙台市長）を
經由して知事に提出しなければならない。

2・3 [略]

(9) 省令第29条第1項又は第3項の規定による廃止に係る届出書
エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用
粒子線照射装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器
具・放射性同位元素装備診療機器・診療用放射性同位元素・陽電
子断層撮影診療用放射性同位元素）廃止届出書（様式第46号）

(10) 省令第29条第2項の届出書 診療用高エネルギー放射線発
生装置（診療用粒子線照射装置・診療用放射線照射装置・診療用
放射線照射器具・放射性同位元素装備診療機器・診療用放射性同
位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）変更届出書（様
式第47号）

(11) 省令第29条第3項及び第30条の24の届出書 診療用放射性
同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）廃止後措置届
出書（様式第48号）

（書類の経由等）

第4条 第2条第1項第1号、第2号（診療所に係るもの及び開設の
場所が仙台市の区域にある病院に係るものを除く。）、第4号（病
床数又は病床種別の変更に係るもの（開設の場所が仙台市の区域に
ある病院及び診療所に係るものを除く。）に限る。）に定める申請
書にあっては、当該申請に係る病院等の開設場所を所管する保健所
長（仙台市の区域にあっては、仙台市長）を經由して知事に提出し
なければならない。

2・3 [略]

様式第 4 号

病院（診療所）開設許可事項変更許可申請書 [略]				
[略]				
7 変更 予定年 月日	[略]			
8 病床 機能の 転換	機能 転換 の有 無	有・無	左記転換を反映 させた病床機能 報告の報告年度	年度
注意事項 [略]				

様式第 6 号

診療所病床設置許可事項変更許可申請書 [略]				
[略]				
7 変更 予定年 月日	[略]			
8 病床 機能の 転換	機能 転換 の有 無	有・無	左記転換を反映 させた病床機能 報告の報告年度	年度
注意事項 [略]				

様式第 4 号

病院（診療所）開設許可事項変更許可申請書 [略]				
[略]				
7 変更 予定年 月日	[略]			
注意事項 [略]				

様式第 6 号

診療所病床設置許可事項変更許可申請書 [略]				
[略]				
7 変更 予定年 月日	[略]			
注意事項 [略]				

様式第13号

二以上の病院（診療所・助産所）管理許可申請書 [略]	
[略]	
2 現に管理する病院、診療所又は助産所	
[略]	
診療科名	[略]
診療日及び診療時間	_____
[略]	[略]
[略]	
3 新たに管理させようとする病院、診療所又は助産所	
[略]	
診療科名	[略]
診療日及び診療時間	_____
[略]	[略]
[略]	
添付書類 [略]	

様式第13号

二以上の病院（診療所・助産所）管理許可申請書 [略]	
[略]	
2 現に管理する病院、診療所又は助産所	
[略]	
診療科名	[略]
[略]	[略]
[略]	
3 新たに管理させようとする病院、診療所又は助産所	
[略]	
診療科名	[略]
[略]	[略]
[略]	
添付書類 [略]	

様式第16号

病院（診療所・助産所）使用許可申請書 [略]				
[略]				
8 自主検査によることの申出の有無		[略]		
9 病床機能の転換	機能転換の有無	有・無	左記転換を反映させた病床機能報告の報告年度	年度
添付書類 [略]				

様式第17号

医療法人設立認可申請書 [略] 氏名 [略]	
---------------------------------	--

様式第16号

病院（診療所・助産所）使用許可申請書 [略]				
[略]				
8 自主検査によることの申出の有無		[略]		
添付書類 [略]				

様式第17号

医療法人設立認可申請書 [略] 氏名 [略]				印
---------------------------------	--	--	--	---

様式第19号の2

一時役員選任請求書 [略] 利害関係者名 [略] 下記により医療法人の一時役員職務を行うべき者を選任 していただきたく、医療法第46条の5の3第2項の規定により 請求します。 [略]
--

様式第24号

医療法人解散認可申請書 [略] 名称及び代表者名 [略]

様式第25号

医療法人解散届出書 [略] 清算人氏名 [略]

様式第19号の2

一時役員選任請求書 [略] 利害関係者名 [略] 下記により医療法人の一時役員職務を行うべき者を選任 していただきたく、医療法第46条の4第5項の規定により請求 します。 [略]	印
--	---

様式第24号

医療法人解散認可申請書 [略] 名称及び代表者名 [略]	印
---------------------------------------	---

様式第25号

医療法人解散届出書 [略] 清算人氏名 [略]	印
----------------------------------	---

様式第26号

清算人就任届出書 [略] 清算人氏名 [略]

様式第30号の4

地域医療連携推進法人解散認可申請書 [略] 名称及び代表者名 [略]

様式第30号の5

地域医療連携推進法人解散届出書 [略] 清算人氏名 [略]
--

様式第30号の6

地域医療連携推進法人清算人就任届出書 [略] 清算人氏名 [略]

様式第26号

清算人就任届出書 [略] 清算人氏名 [略]	印
---------------------------------	---

様式第30号の4

地域医療連携推進法人解散認可申請書 [略] 名称及び代表者名 [略]	印
---	---

様式第30号の5

地域医療連携推進法人解散届出書 [略] 清算人氏名 [略]	印
--	---

様式第30号の6

地域医療連携推進法人清算人就任届出書 [略] 清算人氏名 [略]	印
---	---

様式第30号の13

(本体)

特定地域医療提供機関（B水準）指定（更新）申請書

[略]

医療法第113条（第115条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、特定地域医療提供機関（B水準）の指定（更新）を受けたいので、次のとおり申請します。

[略]

- 2 指定（更新）を予定する医療機関

[略]

- 3 医療法第113条第1項の指定（更新）（第115条第4項において準用する場合を含む。）に係る業務の内容（該当する条項に○を記入）

[略]

添付資料

- 1 [略]
- 2 医療法第113条第1項に規定する業務があることを証する書類
- 3～5 [略]

(別紙)

医療法第113条第1項の指定（更新）（第115条第4項において準用する場合を含む。）に係る業務があることを証する書類

[略]

様式第30号の13

(本体)

特定地域医療提供機関（B水準）指定申請書

[略]

医療法第113条第1項の規定により、特定地域医療提供機関（B水準）の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

[略]

- 2 指定を予定する医療機関

[略]

- 3 医療法第113条第1項の指定にかかる業務の内容（該当する条項に○を記入）

[略]

添付資料

- 1 [略]
- 2 医療法第113条第1項の指定に係る業務があることを証する書類
- 3～5 [略]

(別紙)

医療法第113条第1項の指定に係る業務があることを証する書類

[略]

様式第30号の15

(本体)

連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）指定（更新）申請書

[略]

医療法第118条の規定により、連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）の指定（更新）を受けたいので、次のとおり申請します。

[略]

2 指定（更新）を予定する医療機関

[略]

添付資料 [略]

(別紙) [略]

様式第30号の17

技能向上集中研修機関（C-1水準）指定（更新）申請書

[略]

医療法第119条の規定により、技能向上集中研修機関（C-1水準）の指定（更新）を受けたいので、次のとおり申請します。

[略]

2 指定（更新）を予定する医療機関

[略]

3 医療法第119条第1項の指定に係る業務の内容（該当する条項に○を記入）

[略]

添付資料 [略]

様式第30号の15

(本体)

連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）指定申請書

[略]

医療法第118条第1項の規定により、連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

[略]

2 指定を予定する医療機関

[略]

添付資料 [略]

(別紙) [略]

様式第30号の17

技能向上集中研修機関（C-1水準）指定申請書

[略]

医療法第119条第1項の規定により、技能向上集中研修機関（C-1水準）の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

[略]

2 指定を予定する医療機関

[略]

3 医療法第119条第1項の指定にかかる業務の内容（該当する条項に○を記入）

[略]

添付資料 [略]

様式第30号の19

特定高度技能研修機関（C－2水準）指定（更新）申請書

[略]

医療法第120条の規定により、特定高度技能研修機関（C－2水準）の指定（更新）を受けたいので、次のとおり申請します。

[略]

2 指定（更新）を予定する医療機関

[略]

3 医療法第120条第1項の指定に係る対象分野（該当するものを○で囲む）

[略]

様式第30号の19

特定高度技能研修機関（C－2水準）指定申請書

[略]

医療法第120条第1項の規定により、特定高度技能研修機関（C－2水準）の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

[略]

2 指定を予定する医療機関

[略]

3 医療法第120条第1項の指定にかかる対象分野（該当するものを○で囲む）

[略]

様式第38号
(本体)

エックス線装置備付届出書 [略]			
2 [略]			
[略]			
使用場所	(有の場合)	[略]	
		使用室	特別の理由により以下の使用室（放射線診療室）における使用 [略] 診療用高エネルギー放射線発生装置使用室・診療用放射性同位元素使用器具使用室・診療用放射性同位元素使用室・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室・診療用放射線照射装置使用室・その他（ ）
		[略]	[略]
[略]			
注意事項 1・2 [略] 3 移動型エックス線装置（外科用イメージ装置等も含む。）の場合は、装置周囲の空間線量率分布図と保管場所を明記した図面を添付すること。ただし、 <u>移動型エックス線装置をエックス線診療室に据え置いて使用する場合は、画壁等の外側における漏えい線量の測定結果も添付すること。</u> 4～8 [略]			

(別紙) [略]

様式第38号
(本体)

エックス線装置備付届出書 [略]			
2 [略]			
[略]			
使用場所	(有の場合)	[略]	
		使用室	特別の理由により以下の使用室（放射線診療室）における使用 [略] 診療用高エネルギー放射線発生装置使用室・診療用放射性同位元素使用室・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室・診療用放射線照射装置使用室・その他（ ）
		[略]	[略]
[略]			
注意事項 1・2 [略] 3 移動型エックス線装置（ <u>移動型エックス線装置を据え置いて使用する場合を除く。</u> ）の場合は、装置周囲の空間線量率分布図と保管場所を明記した図面を添付すること。ただし、 <u>手術室で用いる場合には、画壁等の外側における漏えい線量の測定結果も添付すること。</u> 4～8 [略]			

(別紙) [略]

様式第42号

診療用放射線照射器具（診療用放射性同位元素使用器具・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）翌年使用予定届出書

[略]

診療用放射線照射器具（診療用放射性同位元素使用器具・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）を備えているので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第27条第3項（第27条の3第2項・第28条第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

2 [略]

[略]	
診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）	[略]

注意事項 [略]

様式第42号

診療用放射線照射器具（診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）翌年使用予定届出書

[略]

診療用放射線照射器具（診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）を備えているので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第27条第3項（第28条第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

2 [略]

[略]	
診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）	[略]

注意事項 [略]

様式第44号

診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）備付届出書

[略]

診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）を備えるので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第27条の3第1項（第28条第1項）の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

2 診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）に関する事項

種別	<input type="checkbox"/> 診療用放射性同位元素使用器具 <input type="checkbox"/> 診療用放射性同位元素 <input type="checkbox"/> 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素
[略]	
使用場所	診療用放射性同位元素使用器具使用室・診療用放射性同位元素使用室・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室・エックス線診療室・放射線治療病室・手術室・ICU及びCCU・その他 ()

3 診療用放射性同位元素使用器具使用室、診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設、運搬容器及び廃棄施設並びに診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素により治療を受けている患者を入院させる病室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要に関する事項

診療用放射性同位元素使用器具使用室、診療用放射性同位元素使用室又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室の防護

様式第44号

診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）備付届出書

[略]

診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）を備えるので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第28条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

2 診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）に関する事項に関する事項

種別	<input type="checkbox"/> 診療用放射性同位元素 <input type="checkbox"/> 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素
[略]	
使用場所	診療用放射性同位元素使用室・放射線治療病室・手術室・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室・ICU及びCCU・その他 ()

3 診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設、運搬容器及び廃棄施設並びに診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素により治療を受けている患者を入院させる病室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要に関する事項

診療用放射性同位元素使用室又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室の防護

[略]	
診療用放射性同位元素使用器具使用室、診療用放射性同位元素使用室又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室である旨を示す標識	[略]
[略]	
[略]	

4 診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴

[略]

注意事項

- 1 放射線診療に従事する医師等の氏名欄には、診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用する全員の氏名を記入すること。
- 2 隣接室名、上階及び下階の室名、周囲の状況並びに管理区域の標識及び使用中ランプ等の位置を明記した、診療用放射性同位元素使用器具使用室、診療用放射性同位元素使用室又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設、廃棄施設及び放射線治療病室の平面図及び立面図を添付すること（図面は、線源の位置、線源から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離（m）、画壁等の材質及び厚さ並びに縮尺及び方位を記入した縮図とすること）。

3～9 [略]

10 診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を設置する場合にあっては、次の書類を添付すること。

(1) 治験薬の備付、変更等を行う場合

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）第80条の2第2項に規定する治験の計画の届出の写し又は治験の依頼をしようとする者と

[略]	
診療用放射性同位元素使用室又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室である旨を示す標識	[略]
[略]	
[略]	

4 診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴

[略]

注意事項

- 1 放射線診療に従事する医師等の氏名欄には、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用する全員の氏名を記入すること。
- 2 隣接室名、上階及び下階の室名、周囲の状況並びに管理区域の標識及び使用中ランプ等の位置を明記した、診療用放射性同位元素使用室又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設、廃棄施設及び放射線治療病室の平面図及び立面図を添付すること（図面は、線源の位置、線源から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離（m）、画壁等の材質及び厚さ並びに縮尺及び方位を記入した縮図とすること）。

3～9 [略]

締結した医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令第13条若しくは医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令第13条の規定に基づく治験の契約の写し等、当該届出に係る診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素が医薬品医療機器等法第2条第18項の治験に用いるものであることを証する書類

(2) 特定臨床研究に用いるものの備付、変更等を行う場合

臨床研究法第5条に規定する特定臨床研究の実施に関する計画の写し等、臨床研究法第2条第2項に規定する特定臨床研究に用いるものであることを証する書類

(3) 再生医療等に用いるものの備付、変更等を行う場合

再生医療等の安全性の確保等に関する法律（以下「再生医療等法」という。）第4条に規定する再生医療等の研究に関する計画の写し等、再生医療等法第2条第1項に規定する再生医療等に用いるものであることを証する書類

(4) 先進医療又は患者申出療養に用いるものの備付、変更等を行う場合

① 先進医療については、「厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の制定等に伴う実施上の留意事項及び先進医療に係る届出等の取扱いについて」（平成28年3月4日付け医政発0304第2号・薬生発0304第2号・保発0304第16号厚生労働省医政局長、医薬・生活衛生局長及び保険局長連名通知）における先進医療実施届出書及び添付書類等の写し並びに地方厚生（支）局が当該新規技術の適否について当該新規技術を実施する病院又は診療所に対して通知した書類の写し

② 「健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に規定する患者申出療養の実施上の留意事項及び申出等の取扱いについて」（平成28年3月4日付け医政発0304第3号・薬生発0304第1号・保発0304第18号厚生労働省医政局長、医薬・生活衛生局長及び保険局長連名通知）に基づき作成された保険外併用療養に係る厚生労働大臣が定める医薬品等11（1）に規定する申出書及び添付書類等の写し

並びに地方厚生（支）局が当該医療技術の評価の結果について当該医療技術を実施する病院又は診療所に対して通知した書類の写し

11～13 [略]

様式第46号

エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用粒子線照射装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素装備診療機器・診療用放射性同位元素使用器具・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）廃止届出書

[略]

エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用粒子線照射装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素装備診療機器・診療用放射性同位元素使用器具・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）を廃止したので、医療法第15条第3項、医療法施行規則第29条第1項（第3項）の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

2 [略]

[略]	
診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素等	[略]
[略]	

[略]

10～12 [略]

様式第46号

エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用粒子線照射装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素装備診療機器・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）廃止届出書

[略]

エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用粒子線照射装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素装備診療機器・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）を廃止したので、医療法第15条第3項、医療法施行規則第29条第1項及び第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

2 [略]

[略]	
放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素等	[略]
[略]	

[略]

様式第47号

診療用高エネルギー放射線発生装置（診療用粒子線照射装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素装備診療機器・診療用放射性同位元素使用器具・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）変更届出書

[略]

診療用高エネルギー放射線発生装置（診療用粒子線照射装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素装備診療機器・診療用放射性同位元素使用器具・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）に係る届出事項を変更するので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第29条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第47号

診療用高エネルギー放射線発生装置（診療用粒子線照射装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素装備診療機器・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）変更届出書

[略]

診療用高エネルギー放射線発生装置（診療用粒子線照射装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素装備診療機器・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）に係る届出事項を変更するので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第29条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第48号

診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影
診療用放射性同位元素）廃止後措置届出書

[略]

年 月 日付けをもって廃止した診療用放射性同位元素使用器具
（診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）については、次の
とおり措置したので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第29条第3項の規定に
より届け出ます。

[略]

2 診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用
放射性同位元素）の廃止後措置に関する事項

診療用放射性同位元素使用器具 、診療用放射性同位元素又は陽 電子断層撮影診療用放射性同位 元素による汚染除去の概要	[略]
診療用放射性同位元素使用器具 、診療用放射性同位元素又は陽 電子断層撮影診療用放射性同位 元素によって汚染された物の譲 渡又は廃棄の概要	[略]

注意事項

診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用
放射性同位元素を譲渡したときは、受領書の写しを添付すること。

様式第48号

診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）廃止後措置届出書

[略]

年 月 日付けをもって廃止した診療用放射性同位元素（陽電子
断層撮影診療用放射性同位元素）については、次のとおり措置したので、医療法第15
条第3項及び医療法施行規則第29条第3項の規定により届け出ます。

[略]

2 放射性同位元素の廃止後措置に関する事項

放射性同位元素による汚染除去 の概要	[略]
放射性同位元素によって汚染さ れた物の譲渡又は廃棄の概要	[略]

注意事項

放射性同位元素を譲渡したときは、受領書の写しを添付すること。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 第1条及び第2条の規定による改正前の医療法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の医療法施行細則の規定によるものとみなす。

看護学生修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

看護学生修学資金貸付条例施行規則（昭和38年宮城県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																										
<p>様式第10号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 90%;"> <p style="text-align: center;">業務従事届 [略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">業務に使用する免許</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">免許登録番号 [略]</td> <td style="width: 70%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">免許</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">就業先名称</td> <td colspan="2">_____</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">配属施設名称</td> <td colspan="2">_____</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">配属施設所在地</td> <td colspan="2">_____</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">就業年月日</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">雇用形態等 (該当する箇所)<input checked="" type="checkbox"/>)</td> <td colspan="2"> <u>【雇用形態】</u> <input type="checkbox"/> 正規雇用 <input type="checkbox"/> パートタイム労働 (時～ 時) <input type="checkbox"/> その他 (_____) <u>【週の所定労働時間(時間外労働を除く)】</u> <input type="checkbox"/> 20～40時間/週 <input type="checkbox"/> 20時間未満/週 ※ </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">添付書類</td> <td colspan="2"> ・新卒の場合は業務に使用する免許証の写 ・採用条件が確認できる就業先からの内示や辞令等 ・就業先の変更の場合は旧就業先の就業期間証明書 </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>※労働時間が<u>20時間未満/週の場合</u>はその理由を備考欄に記入すること。</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> </div>	[略]		業務に使用する免許	免許登録番号 [略]	[略]	免許	[略]	[略]	就業先名称	_____		配属施設名称	_____		配属施設所在地	_____		就業年月日	[略]		雇用形態等 (該当する箇所) <input checked="" type="checkbox"/>)	<u>【雇用形態】</u> <input type="checkbox"/> 正規雇用 <input type="checkbox"/> パートタイム労働 (時～ 時) <input type="checkbox"/> その他 (_____) <u>【週の所定労働時間(時間外労働を除く)】</u> <input type="checkbox"/> 20～40時間/週 <input type="checkbox"/> 20時間未満/週 ※		添付書類	・新卒の場合は業務に使用する免許証の写 ・採用条件が確認できる就業先からの内示や辞令等 ・就業先の変更の場合は旧就業先の就業期間証明書		[略]			<p>様式第10号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 90%;"> <p style="text-align: center;">業務従事届 [略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">新卒</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">登録番号</td> <td style="width: 70%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">就業先</td> <td style="text-align: center;">名称</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">就業年月日</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">添付書類</td> <td colspan="2"> ・新卒の場合は免許証の写 ・就業先の変更の場合は旧就業先の就業期間証明書 </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">[略]</p> </div>	[略]		新卒	登録番号	[略]		[略]	[略]	就業先	名称	_____							就業年月日	[略]					添付書類	・新卒の場合は免許証の写 ・就業先の変更の場合は旧就業先の就業期間証明書		[略]		
[略]																																																											
業務に使用する免許	免許登録番号 [略]	[略]																																																									
免許	[略]	[略]																																																									
就業先名称	_____																																																										
配属施設名称	_____																																																										
配属施設所在地	_____																																																										
就業年月日	[略]																																																										
雇用形態等 (該当する箇所) <input checked="" type="checkbox"/>)	<u>【雇用形態】</u> <input type="checkbox"/> 正規雇用 <input type="checkbox"/> パートタイム労働 (時～ 時) <input type="checkbox"/> その他 (_____) <u>【週の所定労働時間(時間外労働を除く)】</u> <input type="checkbox"/> 20～40時間/週 <input type="checkbox"/> 20時間未満/週 ※																																																										
添付書類	・新卒の場合は業務に使用する免許証の写 ・採用条件が確認できる就業先からの内示や辞令等 ・就業先の変更の場合は旧就業先の就業期間証明書																																																										
[略]																																																											
[略]																																																											
新卒	登録番号	[略]																																																									
	[略]	[略]																																																									
就業先	名称	_____																																																									
就業年月日	[略]																																																										
添付書類	・新卒の場合は免許証の写 ・就業先の変更の場合は旧就業先の就業期間証明書																																																										
[略]																																																											

様式第12号

就 業 状 況 届 [略]	
[略]	
就 業 先 名 称	_____
配 属 施 設 名 称	_____
配 属 施 設 所 在 地	_____
雇 用 形 態 等 (該当する箇所を✓)	<u>【雇用形態】</u> <input type="checkbox"/> 正規雇用 <input type="checkbox"/> パートタイム労働 (時～ 時) <input type="checkbox"/> その他 (_____) <u>【週の所定労働時間 (時間外労働を除く)】</u> <input type="checkbox"/> 20～40時間/週 <input type="checkbox"/> 20時間未満/週
雇 用 形 態 等 変 更 の 有 無	前年度届出時点から雇用形態等に変更がある・ない
雇 用 形 態 等 が 変 っ た 場 合 は そ の 理 由	_____
休 職 状 況 ※	[略]
添 付 書 類	雇用形態等が変わった場合は労働条件が確認できる就業先の内示や辞令等
[略]	

様式第12号

就 業 状 況 届 [略]	
[略]	
就 業 先	_____
所 在 地	_____
休 職 状 況 ※	[略]
[略]	

様式第13号

離 職 届 [略]		
業 務 に 使 用 す る 免 許	免 許 登 録 番 号	第 _____ 号
	登 録 年 月 日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
[略]		
就 業 先 名 称		_____
配 属 施 設 名		_____
配 属 施 設 所 在 地		_____
[略]		
[略]		

様式第13号

離 職 届 [略]		
	登 録 番 号	第 _____ 号
	登 録 年 月 日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
[略]		
就 業 先	所 在 地	_____
	名 称	_____
[略]		
[略]		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の看護学生修学資金貸付条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の看護学生修学資金貸付条例施行規則の規定によるものとみなす。

特定地域看護師確保対策修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

特定地域看護師確保対策修学資金貸付条例施行規則（令和元年宮城県規則第74号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																							
<p>様式第10号（第16条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">業務従事届 [略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">業務に使用する免許</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">免許登録番号 [略]</td> <td style="width: 70%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">免許</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">就業先名称</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">_____</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">配属施設名称</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">_____</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">配属施設所在地</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">_____</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">就業年月日</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">雇用形態等 (該当する箇所)<input checked="" type="checkbox"/>)</td> <td colspan="2"> <u>【雇用形態】</u> <input type="checkbox"/> 正規雇用 <input type="checkbox"/> パートタイム労働(時～ 時) <input type="checkbox"/> その他() <u>【週の所定労働時間(時間外労働を除く)】</u> <input type="checkbox"/> 20～40時間/週 <input type="checkbox"/> 20時間未満/週 ※ </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">添付書類</td> <td colspan="2"> ・新卒の場合は業務に使用する免許証の写 ・採用条件が確認できる就業先からの内示や辞令等 ・就業先の変更の場合は旧就業先の就業期間証明書 </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>※労働時間が<u>20時間未満/週の場合</u>はその理由を備考欄に記入すること。 [略]</p> </div>	[略]		業務に使用する免許	免許登録番号 [略]	[略]	免許	[略]	[略]	就業先名称	_____		配属施設名称	_____		配属施設所在地	_____		就業年月日	[略]		雇用形態等 (該当する箇所) <input checked="" type="checkbox"/>)	<u>【雇用形態】</u> <input type="checkbox"/> 正規雇用 <input type="checkbox"/> パートタイム労働(時～ 時) <input type="checkbox"/> その他() <u>【週の所定労働時間(時間外労働を除く)】</u> <input type="checkbox"/> 20～40時間/週 <input type="checkbox"/> 20時間未満/週 ※		添付書類	・新卒の場合は業務に使用する免許証の写 ・採用条件が確認できる就業先からの内示や辞令等 ・就業先の変更の場合は旧就業先の就業期間証明書		[略]			<p>様式第10号（第16条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">業務従事届 [略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">新卒</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">登録番号 [略]</td> <td style="width: 70%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">就業先</td> <td style="text-align: center;">名称</td> <td style="text-align: center;">_____</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">就業年月日</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">添付書類</td> <td colspan="2"> ・新卒の場合は免許証の写 ・就業先の変更の場合は旧就業先の就業期間証明書 </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">[略]</p> </div>	[略]		新卒	登録番号 [略]	[略]		[略]	[略]	就業先	名称	_____	[略]			[略]			就業年月日	[略]		添付書類	・新卒の場合は免許証の写 ・就業先の変更の場合は旧就業先の就業期間証明書		[略]		
[略]																																																								
業務に使用する免許	免許登録番号 [略]	[略]																																																						
免許	[略]	[略]																																																						
就業先名称	_____																																																							
配属施設名称	_____																																																							
配属施設所在地	_____																																																							
就業年月日	[略]																																																							
雇用形態等 (該当する箇所) <input checked="" type="checkbox"/>)	<u>【雇用形態】</u> <input type="checkbox"/> 正規雇用 <input type="checkbox"/> パートタイム労働(時～ 時) <input type="checkbox"/> その他() <u>【週の所定労働時間(時間外労働を除く)】</u> <input type="checkbox"/> 20～40時間/週 <input type="checkbox"/> 20時間未満/週 ※																																																							
添付書類	・新卒の場合は業務に使用する免許証の写 ・採用条件が確認できる就業先からの内示や辞令等 ・就業先の変更の場合は旧就業先の就業期間証明書																																																							
[略]																																																								
[略]																																																								
新卒	登録番号 [略]	[略]																																																						
	[略]	[略]																																																						
就業先	名称	_____																																																						
[略]																																																								
[略]																																																								
就業年月日	[略]																																																							
添付書類	・新卒の場合は免許証の写 ・就業先の変更の場合は旧就業先の就業期間証明書																																																							
[略]																																																								

様式第12号（第16条関係）

就 業 状 況 届 [略]	
就 業 先 名 称	_____
配 属 施 設 名 称	_____
配 属 施 設 所 在 地	_____
雇 用 形 態 等 (該当する箇所に✓)	<u>【雇用形態】</u> <input type="checkbox"/> 正規雇用 <input type="checkbox"/> パートタイム労働（ 時～ 時） <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） <u>【週の所定労働時間（時間外労働を除く）】</u> <input type="checkbox"/> 20～40時間/週 <input type="checkbox"/> 20時間未満/週
雇 用 形 態 等 変 更 の 有 無	前年度届出時点から雇用形態等に変更がある・ない
雇 用 形 態 等 が 変 っ た 場 合 は そ の 理 由	_____
休 職 状 況 ※	[略]
添 付 書 類	雇用形態等が変わった場合は労働条件が確認できる就業先の内示や辞令等
[略]	

様式第12号（第16条関係）

就 業 状 況 届 [略]	
就 業 先	_____
所 在 地	_____
休 職 状 況 ※	[略]
[略]	

様式第13号（第16条関係）

離 職 届 [略]		
業 務 に 使用する 免 許	免 許 登 録 番 号	第 _____ 号
	登 録 年 月 日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
[略]		
就 業 先 名 称		_____
配 属 施 設 名		_____
配 属 施 設 所 在 地		_____
[略]		
[略]		

様式第13号（第16条関係）

離 職 届 [略]		
登 録 番 号		第 _____ 号
登 録 年 月 日		_____ 年 _____ 月 _____ 日
[略]		
就 業 先	所 在 地	_____
	名 称	_____
[略]		
[略]		

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の特定地域看護師確保対策修学資金貸付条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の特定地域看護師確保対策修学資金貸付条例施行規則の規定によるものとみなす。

ウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則の一部を改正する規則

ウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則（平成26年宮城県規則第74号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																																																				
<p>様式第1号（第6条関係） （表面）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">肝炎検査費用請求書 [略]</p> <p style="text-align: center;">請求金額： _____ 円 [略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="12" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">住 所</td> <td colspan="11" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>個人番号</td> <td style="width: 2%;">_</td> <td style="width: 2%;">_</td> <td style="width: 2%;">_</td> <td style="width: 2%;">_</td> <td style="width: 2%;">_</td> <td style="width: 2%;">_</td> <td style="width: 2%;">_</td> <td style="width: 2%;">_</td> <td style="width: 2%;">_</td> <td style="width: 2%;">_</td> <td style="width: 2%;">_</td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>（注） [略]</p> </div> <p>（裏面） [略]</p>	[略]												住 所	[略]											個人番号	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	[略]												<p>様式第1号（第6条関係） （表面）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">肝炎検査費用請求書 [略]</p> <p style="text-align: center;">請求金額： _____ 円 印 [略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="12" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">住 所</td> <td colspan="11" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>（注） [略]</p> </div> <p>（裏面） [略]</p>	[略]												住 所	[略]											[略]											
[略]																																																																																					
住 所	[略]																																																																																				
個人番号	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_																																																																										
[略]																																																																																					
[略]																																																																																					
住 所	[略]																																																																																				
[略]																																																																																					

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の様式第1号による肝炎検査費用請求書については、当分の間、改正後の様式第1号によるものとみなす。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年宮城県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(入所した者及び職員の健康診断)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）<u>（以下この項において「健康診断等」という。）</u>が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>児童が通学する学校における健康診断</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>乳幼児に対する健康診査</td> <td>入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td> </tr> </table> <p>3・4 [略]</p>	[略]	[略]	児童が通学する学校における健康診断	[略]	乳幼児に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断	<p>(入所した者及び職員の健康診断)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>児童が通学する学校における健康診断</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> </table> <p>3・4 [略]</p>	[略]	[略]	児童が通学する学校における健康診断	[略]		
[略]	[略]												
児童が通学する学校における健康診断	[略]												
乳幼児に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断												
[略]	[略]												
児童が通学する学校における健康診断	[略]												

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮城県企業局管理規程第4号

企業局処務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和8年3月31日

宮城県公営企業管理者 千葉 衛

企業局処務規程の一部を改正する管理規程

企業局処務規程（昭和49年宮城県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第2（第3条関係） 局長 1 職員に関する次のこと。 (1)～(21) [略] (22) <u>局長に相当する職、副局長の職又は課長の職にある職員（地方機関の職を兼ねる職員を除く。）の子育て部分休暇の承認及びその取消し</u> (23) <u>局長の職にある職員及び副局長の職にある職員（地方機関の職を兼ねる職員を除く。）の介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の承認の一部の取消し</u> (24)～(30) [略] 2～13 [略]</p> <p>副局長 職員に関する次のこと。 (1)～(6) [略] (7) <u>本局の課長の職にある職員の介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の承認の一部の取消し</u> (8)～(11) [略]</p>	<p>別表第2（第3条関係） 局長 1 職員に関する次のこと。 (1)～(21) [略] (22) <u>局長の職にある職員及び副局長の職にある職員（地方機関の職を兼ねる職員を除く。）の介護休暇及び介護時間の承認の一部の取消し</u> (23)～(29) [略] 2～13 [略]</p> <p>副局長 職員に関する次のこと。 (1)～(6) [略] (7) <u>本局の課長の職にある職員の介護休暇及び介護時間の承認の一部の取消し</u> (8)～(11) [略]</p>

各課長

1 職員に関する次のこと。

(1)～(7) [略]

(8) 課員の子育て部分休暇の承認及びその取消し

(9) 本局の課長に相当する職（課に置かれる職に限る。）にある職員（地方機関の職を兼ねる職員を除く。）及び総括課長補佐の職又は総括技術補佐の職にある職員の介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の承認の一部の取消し

(10)～(13) [略]

2～17 [略]

各総括課長補佐

1 職員に関する次のこと。

(1)～(3) [略]

(4) 課員（所属の課長に相当する職にある職員及び総括課長補佐の職又は総括技術補佐の職にある職員を除く。）の介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の承認の一部の取消し

(5)・(6) [略]

2～8 [略]

各所長

1 職員に関する次のこと。

(1)～(5) [略]

(6) 所長の職にある職員及び所員の子育て部分休暇の承認及びその取消し

(7) 所長の職にある職員及び所員の介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の承認の一部の取消し

(8)～(11) [略]

2～7 [略]

各課長

1 職員に関する次のこと。

(1)～(7) [略]

(8) 本局の課長に相当する職（課に置かれる職に限る。）にある職員（地方機関の職を兼ねる職員を除く。）及び総括課長補佐の職又は総括技術補佐の職にある職員の介護休暇及び介護時間の承認の一部の取消し

(9)～(12) [略]

2～17 [略]

各総括課長補佐

1 職員に関する次のこと。

(1)～(3) [略]

(4) 課員（所属の課長に相当する職にある職員及び総括課長補佐の職又は総括技術補佐の職にある職員を除く。）の介護休暇及び介護時間の承認の一部の取消し

(5)・(6) [略]

2～8 [略]

各所長

1 職員に関する次のこと。

(1)～(5) [略]

(6) 所長の職にある職員及び所員の介護休暇及び介護時間の承認の一部の取消し

(7)～(10) [略]

2～7 [略]

附 則

この管理規程は、令和8年4月1日から施行する。